

○対象工事一覧表

項目	基準値
○省エネ性能向上型改修工事	
建物全体の断熱改修	建物全体の外皮平均熱貫流率を0.46W/(㎡・K)以下とする工事
開口部の省エネ改修	窓及びドアの断熱性能を高める工事
躯体の省エネ改修	外壁全体の断熱性能を高める工事
	屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事
	床全体の断熱性能を高める工事
高断熱浴槽改修	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
電気ヒートポンプ改修	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。
潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。
	給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。
	石油給湯機(直圧式)にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。
石油給湯機(貯湯式)にあつては、モード熱効率が74.6%以上であること。	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機
節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
LED照明	工事を伴うものであること。
節水型トイレ	JIS A5207に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器(使用水量6.5ℓ以下)
太陽光発電	(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。 (2)補助対象費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外とする。
定置用蓄電池	(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 イ 蓄電池容量が17.76kWh未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。 (2)補助対象費用 蓄電池部、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める)、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外とする。
○従来型改修工事(省エネ性能向上改修工事以外)	
住宅全体	増改築工事、基礎・土台・柱の改修、ひさし・とい・床・内壁・天井等の改修
外壁・屋根	外壁・屋根の塗装及び改修
内部	建具の改修(ふすま、障子)、畳の表替え及び交換、手摺設置工事、段差解消工事、間取り変更に伴う壁等の改修
給排水設備・衛生設備等	ユニットバス、便器、洗面化粧台、ボイラーの交換及び設置
	システムキッチン等の交換及び設置
	給水、排水、ガス及び給湯配管改修
電気設備	スイッチ、コンセントの交換及び設置
	電気設備工事
	太陽光発電設置工事(省エネ性能向上工事以外) ※野立(直接地面に設置)は除く
	蓄電池設備設置工事(省エネ性能向上工事以外) ※野立(直接地面に設置)は除く